

# 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター 退 会 届

\_\_\_\_\_年 月 日

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター理事長 へ

事業所番号	
事業所名	印
代表者名 または 個人会員名	印

下記のとおり、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターを退会します。

記

【区分①】  事業所退会(全員)  個人会員(80000番台)

退会年月日	年	月	日	
退会事由 該当項目に☑してください	<input type="checkbox"/> 廃業	<input type="checkbox"/> 事業縮小・ 経費削減	<input type="checkbox"/> 市外移転	<input type="checkbox"/> 利用なし
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

【区分②】  会員の退会(一部)

会員番号	会員氏名	退会事由 該当項目に☑してください	退職日	退会日
		<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )	/	/
		<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )	/	/
		<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )	/	/
		<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )	/	/

### 【注意事項】

- (1)事業所退会(全員)、個人会員の退会、会員の退会の何れかを選択し、ご記入ください。
- (2)退会届をセンターが受理した月をもちまして退会となります。退会月に提出が困難な場合、退会日前にセンターにご提出ください。また、退職した会員の退会届の提出が遅れた場合でも、退会届の提出日までが会員となりますので、会費の還付はいたしません。
- (3)FAXでは受理できません。必ず押印のある原本に会員証を添えて提出してください。また、会員証を紛失された場合、実費負担していただく場合があります。
- (4)記載された事項につきまして、退会処理に関わる業務以外には一切使用いたしません。
- (5)退会後は、補助券等すべてのサービスが利用できませんが、退会前にお申し込みいただいたサービスについてはご利用いただけます。

収 受 印	
-------------	--